

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	介護予防住宅改修費の支給		
根拠法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 5 7 条第 1 項	
基準法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 5 7 条	
	介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）	（条項）第 2 7 条	
	介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）	（条項）第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 5 条	
所管部署	健康保険部 介護保険課 給付係		
標準処理期間	4 5 日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】 ・文書の名称【<span style="float:right">】</span>          ・掲載図書等【<span style="float:right">】</span>          ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>介護予防住宅改修費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】          介護保険法          (介護予防住宅改修費の支給)</p> <p>第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。</p> <p>2～9 略</p>			

#### 介護保険法施行令

(介護予防住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十七条 法第五十七条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る介護予防住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

#### 介護保険法施行規則

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(介護予防住宅改修費の支給の申請)

第九十四条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
- 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
- 三 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
- 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
- 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
- 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
- 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等

2～3 略

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額
- 二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類 of 住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額
- 三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じた額の合計額

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。